

平成17年4月28日
国立大学法人 筑波大学
株式会社 常陽銀行

筑波大学と常陽銀行との連携協力協定の締結について

筑波大学（学長 岩崎 洋一）と常陽銀行（頭取 澁谷 勲）とは、相互の連携協力を図るため、下記の通り、「連携協力協定書」を締結しましたので、お知らせ致します。

本協定の締結を契機に、より一層の連携を強化し、相互の発展並びに地域の発展に貢献して参りたいと考えております。

筑波大学は、保有する人的・技術的資源を活用し、その知的成果を積極的に社会へ還元することを目的として、なお一層、産学連携活動を推進するものです。

また本枠組みは、常陽銀行が今後取組む「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」にも対応するものです。

記

1. 協定の目的

筑波大学と常陽銀行との連携協力を促進し、相互の発展に資するとともに、地域の発展と産業の振興に寄与することを目的としています。

2. 連携事業の主な内容

- (1) 筑波大学発ベンチャーに関する情報交換及び支援
- (2) 新技術・新規事業分野に関する情報交換及び支援
- (3) 人的支援及びインターンシップの実施
- (4) 講演及びセミナーの開催
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事業

3. 効力発生日

平成17年5月1日から（協定締結日 平成17年4月28日）

4. 協定締結後の具体的な推進

連携協力に関する具体的な案件、内容については各案件毎に双方の各担当部で協議していくこととしますが、当面、地域産業の振興において有益となる下記（1）及び（2）を主に注力して参ります。将来的には、（3）及び（4）についても連携を推進していく予定です。

(1) 筑波大学発ベンチャーに関する情報交換及び支援

常陽銀行が筑波大学発のベンチャー企業に関する情報を得て、当該ベンチャー企業へ総合的な支援を行います。特に、筑波大学産学リエゾン共同研究センターと組織的に連携して支援できるようになります。

(2) 新技術・新規事業分野に関する情報交換及び支援

常陽銀行が筑波大学の持つ新技術や新規事業創造に係る情報を地元企業へ提供します。また、常陽銀行が筑波大学や筑波大学発ベンチャー企業と業務連携ができると思われる地元企業の紹介を行います。

(3) 人的支援及びインターンシップの実施

常陽銀行から筑波大学への人材派遣や筑波大学学生の常陽銀行でのインターンシップ実施を検討します。

(4) 講演及びセミナーの開催

筑波大学が主催する起業家育成セミナー等への常陽銀行からの講師派遣や常陽銀行が主催する地元企業を対象とした産学連携セミナー等への筑波大学からの講師派遣を検討します。

以上

<本件に関するお問合せ>

国立大学法人 筑波大学
産学リエゾン共同研究センター 菊本
(電話 029-853-6064)

株式会社 常陽銀行 法人事業部 土内
(電話 029-300-2640)